

新宿区立愛日小学校「いじめ防止対策学校基本方針」

1 基本方針

- ・ いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- ・ いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- ・ 子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係諸機関等との連携により、これを解決する。

2 組織

「学校サポートチーム（校内組織）」（いじめの防止等の対策のための組織）

メンバー 校長・副校長・主幹（教務・生活指導）・特別支援教育コーディネーター・
教育相談主任・養護教諭・（スクールカウンセラー※）

※非常勤のため、やむを得ず日程が合わない場合は不参加

3 取組

未然防止のために

- ・ 人権尊重教育・道徳教育の充実（全体計画を基にした継続的な指導・心を育てる道徳授業の実施）
- ・ 体験活動の充実（自己有用感の向上・あいさつによる人とのかかわりを大切にする態度の育成）
- ・ 情報モラル教育の充実（携帯電話やスマートフォン、タブレット端末に関する情報モラル教育の実施）
- ・ 保護者・地域住民との連携の促進（情報収集、情報共有、早期対応）
- ・ 教職員の意識向上（人権教育に関する研修の実施）

早期発見のために

- ・ ふれあい月間（6月・11月・2月にアンケートを実施し、個々の児童の実態把握に努める。）
- ・ 相談の場の確保（スクールカウンセラー、養護教諭、担任以外の教員にも相談できる体制づくり（学年内交流や交換授業、教科担任制等をとoshi、児童との関係づくり））
- ・ 児童の様子を観察（管理職・養護教諭・週番教諭等の校内巡回をとoshite、児童の見守りと観察）
- ・ 毎年学級編制、担任交替により、全教職員で子どもを見守る意識の醸造
- ・ 保護者・地域との連携（HPや各種通知や保護者会を通じて、学校の情報を積極的に発信す

る。)

早期対応のために

- ・教育委員会への報告、警察・児童相談所との連携・協力、PTA との連携
- ・チームによる支援・対応の協議、迅速な実施
- ・ふれあい月間のアンケート結果から継続性のある事案への対応

4 重大事態への対応（児童の身体への侵害行為等、重大事態に発展する可能性があると判断される事態が発生した場合）

